

平成29年5月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ワ)第34283号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成29年2月20日

判 決

原告

同訴訟代理人弁護士 津 田 頭 一 郎

東京都

被告 株式会社 A

同代表者代表取締役 A代表

東京都

被告

千葉県

被告 株式会社 B

同代表者代表取締役 B代表

埼玉県

被告

上記兩名訴訟代理人弁護士 猪 野 雅 彦

同訴訟復代理人弁護士 横 内 淑 郎

主 文

- 1 被告株式会社 A 及び被告 A代表 は、原告に対し、連帯して、1703万9000円及びこれに対する被告株式会社 A については平成27年12月20日から支払済みまで、被告 A代表 については同月16日から支払済みまで、それぞれ年5分の割合による金員を支払え。

- 2 被告株式会社 [B] 及び被告 [B代表] は、原告に対し、連帯して、255万2000円及びこれに対する被告株式会社 [B] については平成27年12月26日から支払済みまで、被告 [B代表] については同月16日から支払済みまで、それぞれ年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告並びに被告株式会社 [A] 及び被告 [A代表] については生じたものについては、これを5分し、その1を原告の、その余を被告株式会社 [A] 及び被告 [A代表] の各負担とし、原告並びに被告株式会社 [B] 及び被告 [B代表] については生じたものについては、これを5分し、その4を原告の、その余を被告株式会社 [B] 及び被告 [B代表] の各負担とする。
- 5 この判決第1，2項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して1959万円及びこれに対する被告株式会社 [A] については平成27年12月20日から支払済みまで、被告 [A代表] については同月16日から支払済みまで、被告株式会社 [B] については同月26日から支払済みまで、被告 [B代表] については同月16日から支払済みまで、それぞれ年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告（昭和 [] 年生まれの男性）が、いわゆる出会い系サイトである「IRIS」（以下「本件サイト」という。）の運営者（以下「本件サイト運営者」）により、いわゆるサクラからの虚偽のメッセージを受け、これに応じて多額の金員を振り込んだところ、同金員を詐取されたというい

わゆるサクラサイト商法により、損害を被ったという詐欺（以下「本件詐欺」という。）について、被告株式会社 [A]（以下「被告 [A]」）及び被告株式会社 [B]（以下「被告 [B]」）という。）が、本件詐欺の送金先口座の名義人となっており、本件詐欺に加担したと主張し、被告 [A] 及び被告 [A] の代表者である被告 [A代表]（以下「被告 [A代表]」）並びに被告 [B] 及び被告 [B] の代表者である被告 [B代表]（以下「被告 [B代表]」）という。）に対し、いずれも本件詐欺の共同不法行為者として、民法 719 条 1 項前段又は同条 2 項（幫助）、709 条に基づき、また、被告 [A代表] 及び被告 [B代表] に対しては選択的に、会社法 429 条 1 項に基づき、連帯して、未返還交付金員相当額 1781 万円と弁護士費用相当額 178 万円の合計 1959 万円及びこれに対する不法行為の後の日である各被告に対する各訴状送達の日翌日から支払済みまでそれぞれ民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、昭和 [] 年生まれの男性であり、妻と二人暮らしであったところ、本件詐欺により個人資産のほぼ全てを失った後、平成 28 年 5 月 1 日、 [] と診断され [] た。（甲 3、34）

イ 被告 [A] は、平成 26 年 11 月 7 日に設立された、広告代理店業、インターネットを利用した決済処理に関する業務の受託及びその代行、集積代行業務等を目的とする株式会社であり、被告 [A代表] は、その代表取締役である。他に従業員はいない（被告 [A代表] 本人）。

ウ 被告 [B] は、平成 27 年 3 月 2 日に設立された、インター

ネットを利用した決済代行業務及びそれらの仲介、並びに代金決済システムの導入代行業務等を目的とする株式会社であり、被告B代表は、その代表取締役である。他に従業員はいない（乙ロ1）。

エ 本件サイトは、本件サイト運営者を記載したウェブサイトは存在するものの、「MILL RICH CO., LIMITED」（以下「ミルリッチ社」という。）として表記されているセーシェル共和国に所在するという本件サイト運営者が実在するか否かも含め、明らかではなく、本件サイトに記載された本件サイト運営者の商号ないしその支店は、日本国内では登記されていない（甲7、26の1ないし5、弁論の全趣旨）。

(2) 原告の振込先口座について

本件において、原告が被告らに対して金員を振り込んだ口座は、①被告A名義の住信SBIネット銀行 [redacted] (以下「旧A口座」という。), ②同被告名義の楽天銀行 [redacted] (以下「新A口座」という。) 及び③被告B名義の千葉興業銀行 [redacted] (以下「B口座」という。) であった（甲4の1ないし3, 甲5の1ないし3, 甲6の1ないし5。以下、被告Aに係る口座を「新旧A口座」と総称し、これとB口座を総称して「被告ら口座」という。）。

被告ら口座は、それぞれ犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「振込詐欺救済法」という。）に基づき、凍結の要請を受け、各金融機関により凍結されている。凍結時期は、旧A口座につき平成27年5月12日（甲2の1）、新A口座につき平成27年10月30日に行われた凍結の要請（甲2

の2)を受けた頃、B口座につき平成27年5月12日(甲2の3)である。

なお、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)によれば、第三者への有償による口座提供は罰則をもって禁じられている(当裁判所に顕著な事実)。

3 争点

- (1) 被告らの共同不法行為責任の成否
- (2) 会社法429条1項に基づく損害賠償責任の成否

4 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1)(被告らの共同不法行為責任の成否)について

ア 原告

(ア) 本件サイト運営者は、本件サイトにおいていわゆるサクラを使って、いわゆるサクラとの間でメッセージを送受信するために必要なポイントなるものを購入するために必要であるとして、指定された銀行口座に送金させたり、電子マネー(ビットキャッシュ)による決済をさせたりすることで金員を騙取するという不法行為を行っていたところ、原告に対し、金員を無償で贈与するなどの内容の虚偽のメッセージを送信し、その送金等に係る手数料として原告から多額の金員を騙取したという極めて悪質なサクラサイト商法を行い、本件サイト運営者につき詐欺による不法行為が成立することは明らかである。

前記サクラサイト商法には欺罔された者から送金を受ける預金口座の利用が必要不可欠であるところ、被告A及び被告Bは、本件サイト運営者らに対して自ら開設した預金口座を利用させ、原告からの騙取金を受け取る役割を果たし、本件詐欺を含む同種詐欺の犯行全般に加担していたのであるから、原告の全損害について、実行行為者である本件サイト運営者らとの共同不法行為に基づく賠償責任を負

う（民法719条1項前段，同条2項，同709条）。

(イ) 被告 の代表者である被告 は，原告から騙取した被害金を旧 口座ないし新 口座から引き出し，それを本件サイト運営者とみられる者に届けていた。

そもそも第三者への有償の口座提供自体，犯罪収益移転防止法27条2項後段が刑事罰をもって禁じている行為である上，被告 が自ら多額の現金を引き出して本件サイト運営者に交付していたこと，被告 自身も5%の手数料を受領していたことを考慮すると，被告 は本件サイト運営者と共同で前記サクラサイト商法を行ったものと評価すべきであり，共同不法行為責任を負う（民法719条1項前段，同条2項，同709条）。

仮に，被告 が本件サイト運営者の詐欺行為の内容を詳細には把握していなかったとしても，被告 は，旧 口座が凍結された後すぐに新 口座を用意して本件サイト運営者に伝えていること，本件サイトがいわゆる出会い系サイトであることを認識していたこと，多額の振込の事実を認識していたこと，現金を手渡す相手方の素性すら確認していなかったことなどからすれば，被告 が本件サイト運営者による詐欺行為を認識していなかったことについて重過失があることは明らかであり，共同不法行為責任を免れることはない。

(ウ) 被告 の代表者である被告 は，被告 の唯一の役員であってほかに従業員が存在は確認できないこと， 口座から極めて頻繁に出金が行われていることにかんがみると，本件サイト運営者に 口座を提供し，同口座から被害金を引き出してこれを本件サイト運営者に交付する役割を担っていたものと推認される。

したがって、被告[B代表]は、本件サイト運営者らと共同で前記サクラサイト商法を実行したものとして、共同不法行為責任を負うというべきである（民法719条1項前段、同条2項、同709条）。

イ 被告らの主張

被告らは、本件サイト運営者の詐欺行為に加担していないし、詐欺行為を認識していなかったことに重過失もない。

ア) 被告[A]及び被告[A代表]の主張

被告[A]及び被告[A代表]は、本件サイトが出会い系サイトであることは認識していたが、本件サイト運営者と被告[A]間の利用規約において被告[A]の口座を違法な行為で使わないよう定め、5%の手数料も同利用規約に定めのある正規の手数料であり、新[A]口座を伝えたことも違法な行為をしていた疑いが発生する前のことであるから被告[A]及び被告[A代表]に重過失はない。

被告[A]及び被告[A代表]は、本件サイト運営者側に違法行為の疑いが発生した後は、原告に対して被告[A]に係る口座手数料5%分を返還する旨伝えて、情報提供の協力もしているので、本件サイト運営者の違法行為に加担してはいない。

イ) 被告[B]及び被告[B代表]の主張

被告[B]は、本件サイト運営者がソーシャルネットワークに関わる事業を行っているとは聞いているが、出会い系サイトを運営しているとは聞かされておらず、本件サイト運営者が詐欺商法を行っていたか否かについては知るところではない。インターネットの巡回によって本件サイト運営者に関する情報を収集したが、本件サイト運営者が犯罪に関与している可能性を示す材料はなかった。

仮に、本件サイト運営者が犯罪に関与していたとしても、被告[B]はそれを知る術はないし、当然に予見することは不可能で

あるから、過失は存在しない。

被告 [B] は、適法な収納代行ないし決済代行業務とする法人であり、被告 [B] と本件サイト運営者間の契約によって、被告 [B] が本件サイト運営者に代わってサイト利用者からサイト利用料を受領してただけで、被告 [B] 及び被告 [B代表] が、共同不法行為責任に基づく責任を負うことはない。

(2) 争点(2) (会社法429条1項に基づく損害賠償責任の成否) について

ア 原告

被告 [A代表] 及び被告 [B代表] は、それぞれ本件サイト運営者らに口座を提供していた被告 [A] 及び被告 [B] の代表取締役として、同社らの事業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのにこれをせず、違法な業務執行を行ったものであり、職務を行うにつき故意もしくは重過失があったといえるから、これにより原告に生じた損害につき、会社法429条1項に基づく責任を負う (選択的主張)。

イ 被告ら

争う。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実のほか、各項末尾の各証拠 (証拠が掲記されていないものについては当事者間に特段争いのない事実) 及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告と本件サイト運営者とのやり取り (甲3)

ア 本件サイトは、ニックネーム等を入力するだけで利用可能となる、いわゆる出会い系サイトであり、利用者は、自己のプロフィールを掲載した上で、年齢や目的、趣味などの希望条件からお相手を検索し、メールのやりとりをすることができるインターネット上のマッチングサービスをするとしている (甲7)。

本件サイトの利用者が他の会員との間でメッセージの送受信をするにはあらかじめ本件サイト運営者の発行するポイントを購入する必要があり、ポイント購入の方法としては、本件サイト運営者の指定する口座（被告ら口座）への振込みや、電子マネーによる決済といった方法がある。

イ 原告は、平成27年4月頃から、連日のように原告宛てに届いた迷惑メールの本文のリンクを經由して本件サイトを訪れるようになり、初めて本件サイトを訪れた時には原告は既に別なサイトでのニックネームとして利用していた ■■■■■ というニックネームで登録されており、それから毎日のように本件サイト運営者から、「〇〇様からメッセージが届いている」という内容の電子メールが届くようになった。本件サイト運営者と原告との間のメールのやりとりの状況は、別紙1のとおりである。

ウ 原告は、本件サイトにおいてメールのやりとりをするために既に原告のアカウントに入っていたポイントを利用したが、他の登録会員からの要請を受けてポイントを購入するようになった。すなわち、原告は、同年4月8日、いわゆるサクラであるニックネーム「IT企業会長 美樹」なる名称の会員（以下「美樹」という。）から、「私が譲渡したポイントを一回の手続きで換金を行って個人情報も受け取っていませんか？」などのメッセージを受け、本件サイト運営者からも同内容のメッセージを受けたことから、同ポイント等を受け取りたいという旨の返信をし、その後、ポイントを換金するための手続のために被告ら口座に振込みをした。

また、原告は、同日、いわゆるサクラであるニックネーム「理事長・高村」なる名称の会員からも、8500万円を無償で贈与したいなどとするメッセージを受け取り、同会員に会いたいと返信すると、同会

員から「待ち合わせ場所が文字化けしており、文字化けを解除するために本件サイトのポイントを購入して一定の合言葉を本件サイトに送信する必要がある」旨のメッセージを受け、またいわゆるサクラであるニックネーム「大橋美玲」なる名称の会員からも文字化け解除の手続を要求するメッセージを受け、その後被告ら口座に送金するなどした（甲3，8ないし10，11の1ないし22，18）。

エ 原告が、本件サイト運営者に言われるまま、本件サイト運営者から指定された被告ら口座に、様々な名目で繰り返し振込みを行った状況は、旧 口座につき別紙2のとおり合計290万円、新 口座につき別紙3のとおり合計1259万円、 口座につき別紙4のとおり合計232万円である（甲12の1の1ないし3，12の2，12の3，12の4の1及び2，13の1ないし39，14，15）。

オ これらの本件サイトにおける原告と本件サイト運営者とのやりとりや美樹，理事長・高村，大橋美玲なる者の実態が不明であることから明らかなように、本件サイトは、本件サイト運営者に雇われないいわゆるサクラが、異性，社長等を名乗って、原告のさまざまな気持ちを利用し、本件サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その都度に支払を続けさせるような、いわゆるサクラサイトである（甲1，2の2，3，23ないし25）。

カ 本件サイト運営者は、ポイント購入代金等の振込口座として、 口座に関しては、当初は旧 口座を指定していたが、平成27年5月13日からは新 口座を指定した（甲8ないし10）。

(2) 被告 及び被告 の設立，その口座開設の経緯

ア 被告 について

被告 A は、平成26年11月7日、被告 A代表 を代表取締役として、広告代理店業、インターネットを利用した決済処理に関する業務の受託及びその代行等を目的とする株式会社として設立され、旧 A 口座を開設し、旧 A 口座は平成27年5月12日に振込詐欺救済法により凍結された。被告 A は、旧 A 口座以外に、同年1月26日、新 A 口座を開設した。

なお、前記各口座以外にも、三井住友銀行や八千代銀行に口座を開設していた。(前記前提事実、甲20、被告 A代表 本人)

イ 被告 B について

被告 B は、平成27年3月2日、代表取締役を被告 B代表 として、インターネットを利用した決済代行業務等を目的とする株式会社として設立された。

被告 B は、平成27年3月9日、B 口座を開設した(甲6の1ないし5)。

(3) 被告 A 及び被告 B と本件サイト運営者との関わり

ア 被告 A について(各項末尾に掲記の証拠のほか、乙イ9、被告 A代表 本人(ただし、認定に反する部分は除く。))

(ア) 契約に至る経緯

本件サイト運営者は、平成27年4月17日午後3時9分、ミルリッチ社の「Manuei Luke」と名乗って(以下「ルークなる者」という。)、被告 A に対し、「御社サービスをお申込したくご連絡致しました」という日本語のメールを送信した。セーシェル共和国に所在するというミルリッチ社とのメールのやりとりはこの後も全て日本語で行われた。(乙イ3の1、被告 A代表 本人)。

被告 A は、同日午後4時7分、ルークなる者に対し、口

座提供に関する「利用規約」、「収納先導入申込書（加盟店登録申請書）兼登録審査申請書」の各書式を添付したメールを送信した（甲1.9の1・2，乙イ1，2，3の2）。

被告 A の代表者である被告 A代表 は、本件サイト運営者の担当者と電話により日本語でやりとりをし、本件サイトが出会い系サイトであること、口座が止められる可能性があることは知ったが、ルークなる者の本人確認書類を要求することも、ミルリッチ社の会社情報を照会することもなかった（被告 A代表 本人）。

ルークなる者は、同日午後4時49分、記入済みの申込書を被告 A に送信した。同申込書には、代表者及び営業担当者がルークなる者であるとして同人の署名があるほか、「番組」として、ルークなる者が運営する出会い系サイトの名称が「IRIS」であることや、そのホームページアドレスも記載されていた。（乙イ2，3の3）

被告 A は、同日午後5時15分、前記申込書を受領したことを受け、ルークなる者に対し、旧 A 口座に関する情報を記載した「ご案内」と題するメモ及び利用規約を送信した（乙イ3の4，乙イ6）。

なお、被告 A が本件サイト運営者が利用する電話番号であると開示した電話番号は、調査囑託の結果、本件詐欺当時の契約者が本件と関係ない第三者であったことが判明した（甲29の1ないし5，30，31の1ないし3）。

(イ) 現金引出及び交付行為

被告 A代表 は、平成27年4月20日から、基本的には平日の9時と12時と15時に、主に被告 A の事務所の近くのコンビニのATMなどから新旧 A 口座に振り込まれた現金を引き

出す行為をしており、新 [A] 口座に関しては、別紙 5 のとおり、1 日数回、多いときには 1 日に 6 回もの不自然な現金引出行為を行った（甲 5 の 3）。

なお、この点に関し、被告 [A 代表] は、現金を引き出す時間帯及び回数については、前記 (ア) の契約締結に至る経緯の中で、本件サイト運営者の担当者から電話の中で指示された旨供述するが、これを裏付ける的確な証拠は何もなく、被告 [A 代表] の上記供述は信用することができない。

イ 被告 [B] について

被告 [B] は、本件サイト運営者との間の契約書面その他関係書類を一切提出しないので、被告 [B] が本件サイト運営者からの委託を受けて原告からの送金を受けたのか否か明らかではない。

(4) 被告らの口座からの出金履歴及びその総額

被告 [A] による旧 [A] 口座からの出金履歴は明らかではない。

被告 [A] による新 [A] 口座からの出金履歴は、別紙 5 のとおり、平成 27 年 5 月 13 日から同年 8 月 10 日までの間、合計 164 回、出金総額は 5888 万円である（甲 5 の 3）。

被告 [B] による [B] 口座からの出金履歴は、別紙 6 のとおり、平成 27 年 4 月 9 日から同年 5 月 8 日までの間、合計 34 回、出金総額は 1030 万 3000 円である（甲 6 の 5）。

(5) 原告代理人弁護士と被告 [A 代表] との本件訴訟に至る前のやり取り

原告代理人弁護士は、平成 27 年 11 月 9 日、被告 [A 代表] から一連の経緯を聴取した。被告 [A 代表] は、原告代理人弁護士に対し、本件サイト運営者に新旧 [A] 口座を提供したと述べた上で、同口座に振り込まれた金員は被告 [A 代表] 自身が現金で引き出し、毎週月曜日に本件サイト運営

者に渡していたこと、その金額は毎週300万円から400万円に上っていたこと、本件サイト運営者は「ヤマダ」と名乗っていたこと、現金の受渡しは、駅近くの屋外喫煙所又は喫茶店で行っていたこと、被告□
Aが本件サイト運営者から一定の手数料を受領していたこと、旧
A口座が凍結されたためすぐに新A口座を提供したことなどを説明した(甲17の1ないし4)。

2 争点(1)について

- (1) 前記第3・1(1)において認定した事実及び弁論の全趣旨によれば、本件サイトは、いわゆるサクラサイトであり、本件サイト運営者は、自ら又はいわゆるサクラである美樹らを使って、原告に対して資金供与が受けられる旨の虚偽のメッセージを送信し、それを閲覧した原告をしてその旨誤信させ、ポイント購入料金名下に多額の金員を支払わせたいいわゆるサクラサイト商法により、原告に対する詐欺を行っていたものというべきである。

また、被告A及び被告A代表は、自らの行為が、振り込め詐欺における「出し子」にあたることについては、十分認識しており、本件サイト運営者と共謀して詐欺行為を行っていたものというべきである。

さらに、被告B及び被告B代表も、本件サイト運営者と一体となって詐欺行為を行っていたものというべきである。

- (2) これに対し、被告A及び被告A代表は、詐欺を行ったとする本件サイト運営者の本人確認資料を契約締結時に確認したと主張し、被告A代表本人も、本人確認書類については、契約締結後の現金授受の際に、ミルリッチ社の外国語の会社謄本を受け取って確認したとか、本件契約締結に至るメールのやり取りがあった日に知り合いの弁護士に契約締結が問題ないかどうか確認したなどとこれに沿った供述をする。

しかし、被告A代表本人の供述によっても、そもそも契約締結に先立っては

何らの本人確認も行われておらず、被告A代表が弁護士に相談したという供述も具体性に欠け、その後の現金授受時に受け取ったという書類の原本についても、どのようなものだったのか明確でなく、その控えなども取っていないということであって、その後の経緯等にもかんがみると、その供述は信用できない。

また、被告A及び被告A代表は、本件サイト運営者の詐欺行為を全く知らなかったなどと主張し、被告A代表本人もこれに沿った供述をする。

しかし、本件詐欺当時、既に、振り込め詐欺の「出し子」に関する報道も多く行われていた中で、本件サイト運営者の実体やルークなる者の素性もよく確認しないまま、犯罪収益移転防止法により罰則をもって禁止されている、第三者へ有償によって口座提供をするという契約に至る動機・経緯自体が怪しいものである上、そこに振り込まれた現金を引き出してはこれを交付するという業務自体に何の問題も感じなかったというのは不自然である。また、被告A代表は、本件サイト運営者に対する金員の交付を現金での受渡しで行い、その受渡しも、本件サイト運営者の担当者とは、新宿駅の喫煙所で待ち合わせ、その担当者の名前は「ヤマダ」であったというものの、正確な氏名も分からず、本人確認等もしなかったと供述するが、そもそも、紙袋に多額の現金を入れて、新宿駅の喫煙所で待ち合わせ、口座から引き出した金員の額の確認をどのようにしたか明らかではなく、また、引き出した金額から手数料を引いた分をどのように手渡したかも明らかではなく、さらに、待ち合わせに利用したと思われる携帯電話の電話番号が第三者のものであったことから、果たして待ち合わせをした上で、上記受け渡しが行われたのかどうかも明らかではなく、このような方法自体が、振り込め詐欺を容易に想起させるものであって、被告A代表において、自分がしている行為が、いわ

ゆる振り込め詐欺における現金授受であると認識できないはずはないといわざるを得ない。さらに、旧 [A] 口座が凍結された後、すかさず新 [A] 口座を提供するなどしていたことにもかんがみると、被告 [A] 及び被告 [A代表] は、自らの行為が、振り込め詐欺における「出し子」にあたることについては、十分認識しており、まさに、被告 [A] 及び被告 [A代表] が本件サイト運営者と共謀して詐欺行為を行っていたものと認められるものであって、被告 [A] 及び被告 [A代表] の主張は採用できない。

- (3) 被告 [B] 及び被告 [B代表] は、被告 [B] があくまで収納代行業としての職務を忠実に履行していただけで、不正出金などもしていないと主張する。

しかし、収納代行業者が、振り込まれた金員を頻回にわたりわざわざ現金で引き出した上で、依頼者に現金を手渡すなどという業務をすることが一般的なものとはいえ、前記(2)において説示したところと同様、本件詐欺当時に、既に振り込め詐欺の「出し子」に関する報道も多く行われていた中で、被告 [B] と本件サイト運営者との契約に至る経緯も明らかではなく、本件サイト運営者の実体が不明であるにもかかわらず、そういう者に対して、犯罪収益移転防止法において罰則をもって禁じられている、第三者へ有償によって口座を提供して、そこに振り込まれた現金を引き出しては、交付するという業務自体が不自然であり、被告 [B] による口座提供が違法に行われたものというほかない。

被告 [B代表] 及び被告 [B] は、被告 [B] の本件サイト運営者との契約書や本件サイト運営者とのメールのやり取りの記録については、存在したと主張し、これに沿った被告 [B代表] の陳述書を提出するが、何ら具体的なものではなく、被告 [B] による口座提供が違法に行われたという前記説示を左右するものではない。

被告B代表は、本件サイト運営者に関する収納代行について、「ソーシャルネットワークサービスに関わる事業の収納代行」であるとしか聞いていなかったし、犯罪行為に加担するわけにいかないことを理解していたため、インターネットを巡回するなどして情報収集に努め、そこまでしてもなお本件サイト運営者が犯罪に関与している可能性を示す材料はなかったのであるから、不法行為責任を問うことはできないと主張し、ソーシャルネットワークサービスに関する収納代行であるとの説明を受けたという被告B代表の陳述書を提出する。

しかし、同陳述書の内容は何ら具体的なものではなく、仮に、そのような説明があったとしても、それはすなわち口座提供先に代わって代金を受領する業務として違法となるものといえ、その契約のもとで被告B代表は、頻繁に現金を出金し、それを本件サイト運営者に手渡していたというのであるから、被告B代表としては、こうした自らの行為が、いわゆる振り込め詐欺の「出し子」にあたることについては十分認識していたものといえるのであって、被告B及び被告B代表は、まさに本件サイト運営者と一体となって詐欺行為を行っていたものと認めべきであって、被告B及び被告B代表の上記主張は採用できない。

- (4) 原告は、被告A及び被告Bは、出会い系サイトを使った本件詐欺商法において、本件サイト運営者らに自ら開設した口座を利用させ、原告からの騙取金を受け取る役割を果たした者らであり、本件詐欺商法に必要な不可欠な道具として自らの預金口座を詐欺行為のために利用させることによって、また、被告A代表及び被告B代表は、自ら原告から騙取した被害金を被告A口座から引き出し、本件サイト運営者に届けるなどして、本件犯行全般に加担していたとして、原告の全損害について、実行行為者である本件サイト運営者らとの共同不法行為にあたりと主張するが、前記(2)及

び(3)において説示したとおり、被告 A 及び被告 A代表並びに本件サイト運営者との共謀、被告 B 及び被告 B代表並びに本件サイト運営者との共謀は認められるものの、被告 A 及び被告 A代表並びに被告 B 及び被告 B代表との共謀を認めるに足る証拠は存在しない。そして、原告の本件における一連の詐欺被害に関して、原告の各振込について個々にみれば、各振込ごとに完結しているといえるのであるから、各被告らが責任を負う範囲は、被告 A 及び被告 A代表については、新旧 A 口座が用いられた振込の範囲内で、被告 B 及び被告 B代表については、B 口座が用いられた振込の範囲内で、それぞれ本件サイト運営者の行為と関連共同性を有するにとどまり、本件犯行全体について共同不法行為が成立するものと認めることはできない。

したがって、被告 A 及び被告 A代表が、原告に対して連帯して責任を負う範囲は、被告 A が送金を受けた 1549 万円に弁護士費用相当額の 154 万 9000 円を加えた 1703 万 9000 円及びこれに対する遅延損害金の限度であり、被告 B 及び被告 B代表が、原告に対して連帯して責任を負う範囲は、被告 B が送金を受けた 232 万円に弁護士費用相当額 23 万 2000 円を加えた 255 万 2000 円及びこれに対する遅延損害金の限度である。

3 争点(2)について

原告は、被告 A代表及び被告 B代表が、それぞれ本件サイトアイリス運営者らに口座を提供していた被告 A 及び被告 B の代表取締役として、同社らの事業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのにこれをせず、違法な業務執行を行ったものであり、職務を行うにつき故意もしくは重過失があったといえるから、これにより原告に生じた損害につき、会社法 429 条 1 項に基づく責任を負うと選択的に主張する。

しかし、この場合であっても、被告 A 及び被告 A代表が連帯して負う

責任の範囲並びに被告 [B] 及び被告 [B代表] が連帯して負う責任の範囲は、それぞれ前記2において説示した範囲に限定されるというべきであって、原告の選択的主張によっても、前記説示が左右されることはないというべきである。

4 結語

以上によれば、原告の被告らに対する、連帯して1959万円及びこれに対する被告 [A] については平成27年12月20日から支払済みまで、被告 [A代表] については同月16日から支払済みまで、被告 [B] については同月26日から支払済みまで、被告 [B代表] については同月16日から支払済みまで、それぞれ民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める本件請求は、被告 [A] 及び被告 [A代表] につき、連帯して、1703万9000円及びこれに対する被告 [A] については平成27年12月20日から支払済みまで、被告 [A代表] については同月16日から支払済みまで、それぞれ年5分の割合による遅延損害金の、被告 [B] 及び被告 [B代表] につき、連帯して、255万2000円及びこれに対する被告 [B] については同月26日から支払済みまで、被告 [B代表] については同月16日から支払済みまで、それぞれ同割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、この限度で認容し、その余は理由がないから、それぞれ棄却することとする。

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第5部

裁判長裁判官 吉 村 真 幸

裁判官 五 島 真 希

裁判官 野 田 翼



No.	年月日	時刻	メッセージ送信者	メッセージ受信内容 (アイリス側→原告)(抜粋)	メッセージ送信内容 (原告→アイリス側)(抜粋)	備考
1	H27.4.8	12:57:58	篠原小春			
2	H27.4.8	13:29:31	IT企業会長美樹	私が譲渡したポイントを一回の手続きで換金を行って個人情報も受け取ってくれないですか？		
3	H27.4.8	13:37:01	IT企業会長美樹	10万円分のポイントを購入して換金実行と送ればポイントが換金されます。さらにその購入した分も換金され戻ってきますので実質0円で換金が可能です。購入手続きは可能ですか？		
4	H27.4.8	14:25:44	アイリスサポートセンター	様のお手続きと合言葉の確認をさせて頂きましたので、《☆ポイント譲渡・10倍換金☆》が成立、受け取りお手続きが完了しております。特別換金案内 アイリスをご利用頂きまして誠に有難う御座います。【IT企業会長 美樹】様より、様への特別ポイント【100,000PT】をお預かりしております。美樹様のご要望により、こちらを【特別ポイント】として番組内に保管させて頂いております。こちらの特別ポイントは通常のポイントとは違い、換金が可能となっております。		
5	H27.4.8	14:33:20	IT企業会長美樹	って言う名前の男性が私の元彼なんです。それにして、これは運命としか言いようがありません！		
6	H27.4.8	15:04:21	IT企業会長美樹			
7	H27.4.8	15:11:11	理事長・高村	合言葉は非常に簡単ですよ『個人情報アカウント』ですからね。初めまして、理事長の高村と申します。貯金してある【8500万円】を無償にて貴方に差し上げます。すぐ受け取って頂けるなら【】から即時振り込み可能です。銀行口座から銀行口座へ普通振り込みなので、余計は負担は一切ないでしょう。		
8	H27.4.8	16:30:28	IT企業会長美樹	まだ待ち合わせ場所が文字化けをしているみたいなのです。換金の処理に関してはまだ、全て完了していないみたいなので、それを終わらせて待ち合わせ場所にフィルターが掛からないようにして頂けないでしょうか？		
9	H27.4.8	16:49:34	神崎エリカ	なんと言おうが今夜21時で権利はこちらに譲渡されます		
10	H27.4.8	17:05:03	アイリスサポートセンター			
11	H27.4.8	17:33:13	理事長・高村	15万円分のポイント購入後、まとめて手続きと合言葉を送れば文字化けも解除となり、換金も可能になります。そして、その権利を狙っている人がいるのでお早めの手続きをお願いしますか？		
12	H27.4.8	17:37:38	理事長・高村			
13	H27.4.8	20:22:55	アイリスサポートセンター	実際に《☆ポイント譲渡・10倍換金☆》の特典、操作の(初回利用)を行う上で、様専用【Owner Account ID発行/登録】を行なって頂く必要があります。		
14	H27.4.9	7:42:45	IT企業会長美樹			
15	H27.4.9	8:59:09	アイリスサポートセンター	新たなお手続きが発生しておりまして銀行振込限度で20万の手続きが御座います。振込先なのですが千葉興業銀行(ちばこうぎょうぎんこう) はこちらに送金して頂き合言葉【換金特定推奨設定完了】	《アイリス》サポートセンター様 指定銀行に¥200,000、送金完了	
16	H27.4.9	9:29:20	IT企業会長美樹			
17	H27.4.9	14:55:04	アイリスサポートセンター	換金利用お手続き完了		
18	H27.4.9	15:38:35	アイリスサポートセンター	全部で手続き費用は35万円になります。銀行振込み対応となりますので明日の朝ご入金いただき、【一括完了文字化け解除】とお送り下さい。	35万円・指定銀行に送金完了。合言葉【一括完了文字化け解除】	
19	H27.4.10	10:55:56	アイリスサポートセンター	お客様には申し訳ございませんがあと三回の手続きが発生致しました。こちらで間違いなく文字化けかいじよとなります。一括でおまとめになると45万円のポイント購入で合言葉は《一括システム変更・文字化け解除》となります。		
20	H27.4.10	11:20:47	アイリスサポートセンター	願しなんか一切しません。私が連絡先交換するために発行してもらった手続きなのですから。		
21	H27.4.10	11:39:23	IT企業会長美樹			
22	H27.4.10	11:48:09	アイリスサポートセンター			
23	H27.4.10	14:46:02	高村様代理人(会計士深田)	本当におめでとう御座います。換金を行って8500万円を受取ることは間違いなく確定ですからね。高村様も凄く喜んでおります。		
24	H27.4.10	16:37:09	アイリスサポートセンター			
25	H27.4.10	16:37:09	アイリスサポートセンター			
26	H27.4.10	17:12:52	アイリスサポートセンター	性格には15万円となります。こちらのお手続きで連絡先交換へと進むことが出来ます。		
27	H27.4.10	17:54:57	高村様代理人(会計士深田)			
28	H27.4.10	18:19:46	アイリスサポートセンター			
29	H27.4.10	18:55:01	アイリスサポートセンター			
30	H27.4.10	19:31:16	アイリスサポートセンター	今回お渡しできる現金(総額624,000,000円相当)は、援助金ではなく使途不明金となっております。その為、"使途不明金のお受け取り証"の発行が必要になります。		
31	H27.4.11	9:19:33	IT企業会長美樹			
32	H27.4.11	10:45:59	理事長・高村	早く【¥85,000,000】をお渡ししてお会いしたいです…。		
33	H27.4.12	11:27:28	高村様代理人(会計士深田)			

34	H27.4.12	12:59:24	アイリスサポートセンター	「お受け取り証」(※account)は{nem867eka n33w2}となります。 実際に《ポイント換金》の特典利用/譲渡支援受け取りの”初回利用”を行うに辺り、残すところ【Administration/Pass】の発行を残す		
35	H27.4.13	11:34:41	アイリスサポートセンター	会社概要・特定商取引法		
36	H27.5.8	8:27:26	アイリスサポートセンター	7名の女性から《完全愛人契約》への《お申込》が急遽御座いました！！ ポイント換金特典が利用でなかった…その報いをこの《完全愛人契約》で払拭して頂きたい！ 様々な《権限/待遇/支援/お祝い金》等の《最高級特典》の譲渡を確認！！	《40,000円分》ポイント購入をビットキャッシュEXにて完了、ご確認ください	
37	H27.5.6	9:52:11	アイリスサポートセンター	申し受けのお手続きが確認できましたので、これより《最高級特典》と《援助金7億円》相当を、様にお渡しさせて頂きます！！	【支援/情報自動管理アプリケーション】購入費用33,000(3万3千円分)ポイント購入・ビットキャッシュEXにて購入完了。	
38	H27.5.6	10:49:36	アイリスサポートセンター	【*C. I. S*】登録完了！！ 正式に【*Cash Imprest System(以下C. I. S)*】の事前登録作業を行わせて頂きました！！	【C. I. S】の登録費用30,000(3万円分)ビットキャッシュEXにてポイント購入完了	
39	H27.5.6	11:18:36	アイリスサポートセンター			
40	H27.5.6	16:03:25	アイリスサポートセンター			【*最終設定作業*】の費用【+190,000円*】分ポイントをビットキャッシュEXにて、購入完了
41	H27.5.6	17:39:22	アイリスサポートセンター			
42	H27.5.6	17:54:13	アイリスサポートセンター	残り一回の手続きに関しては29万円分のポイント追加となり、合言葉は【合言葉:M. S. P】とご連絡くださいませ。		
43	H27.5.6	19:08:40	アイリスサポートセンター			
44	H27.5.6	21:18:00	IRIS	銀行振込決済の際は 会員ID→[27,629,892] こちらのお名前でお振込をして頂ければ、即時で処理を行なわせて頂きます。 何卒宜しくお願い致します。 お手続き完了し次第、お渡しする準備はこちらで全く整っております。		電子メール
45	H27.5.7	8:00:00	IRIS			電子メール
46	H27.5.7	9:00:24	IT企業会長美樹			
47	H27.5.7	10:38:50	アイリスサポートセンター			
48	H27.5.7	10:53:31	アイリスサポートセンター	手続きはこのあと三回御座います。 120000円 110000円 150000円 の三回の手続きになります		
49	H27.5.7	12:33:20	アイリスサポートセンター	【◆昇格◆】正式完了！！**それではご確認くださいませ！！ 手続きと合言葉の確認が取れたため、正式に【昇格】お手続き完了とさせていただきます！ 《◇完全愛人契約◇》でのご支援金額は《◇7億円◇》相当と非常に高額な為、こちらを全額お渡しさせて頂くためにEden独自のOfolalの金融機関との連携を図るためスーサン様名義の”Main Bank”を開通させて頂きました あとはこの利用手続きを二回おこなえば文字化け解除となります。 それが終われば文字化けが解除となります。 高村です。にお会いしたいです		
50	H27.5.7	19:07:01	アイリスサポートセンター	高村様からはもう連絡はきましたか？確実に支援を受取ましよう。 これまで支援を受け取った事が無いのでしたら、これが第一回目の支援受取になりますね。 【¥85,000,000】の受取を本日、これで終わりにしましょう。		
51	2015/5/8	8:22:51	理事長・高村	深田さんに8500万円は預けてあります。手続き完了後即振込も可能です。 深田さんに送れるように手続きしてもらえませんか？ 私が直接会いに行くのも、この文字化け解除が必要です。 それでは二回手続きをおまとめで50万となりますがよろしいでしょうか？合言葉は【文字化け完了】となります。		
52	H27.5.8	6:52:32	高村様代理人(会計士深田)			
53	H27.5.8	8:22:52	理事長・高村			
54	H27.5.8	8:48:26	アイリスサポートセンター			
55	H27.5.8	9:10:28	アイリスサポートセンター			
56	H27.5.8	9:56:37	アイリスサポートセンター			
57	H27.5.8	10:13:50	アイリスサポートセンター	入金確認ができましたのでポイントを追加しました。 《Automatic management》のシステム構築を完了させて頂きました！！ 大変申し訳ございません。 システムをチェックしていました所、こちらの手続きがまだでしたので番組9割負担での案内をさせて頂きます。 残り一割のご入金手続きにて完全文字化け解除となります。		
58	H27.5.8	10:23:26	アイリスサポートセンター			
59	H27.5.8	10:23:28	アイリスサポートセンター			
60	H27.5.8	11:31:49	アイリスサポートセンター			ビットキャッシュEXにて【*200,000円*】購入完了しました
61	H27.5.8	17:05:59	アイリスサポートセンター			
62	H27.5.8	19:06:24	アイリスサポートセンター			
63	H27.5.9	10:01:46	アイリスサポートセンター			
64	H27.5.9	18:42:08	IT企業会長美樹	様はこの機会に是非とも文字化け解除をしてもらいたいです		
65	H27.5.9	20:38:17	アイリスサポートセンター			
66	H27.5.10	10:05:11	アイリスサポートセンター	現在、お客様は譲与に関する最終処理を行っている段階となります こちらが最終処理となりますが、完了に関しては残り2回の手続きが必要となります。 次回の処理が21万円となり、合計で44万円分のポイント追加が必要となります。 この処理にて譲渡が完全完了致しますことをお伝え致します。		
67	H27.5.10	10:28:17	アイリスサポートセンター			

68	H27.5.10	10:56:29	アイリスサポートセンター		
69	H27.5.10	16:39:03	アイリスサポートセンター		
70	H27.5.11	8:59:12	アイリスサポートセンター		
71	H27.5.11	12:20:22	アイリスサポートセンター		
72	H27.5.11	12:36:14	アイリスサポートセンター	これにて正式に、《◇完全愛人契約◇》に関する最終段階のお手続きに入りたいと思います。 手続は残り二回となっております。こちらの24万円の手続きともう一つ、26万円の手続きが御座います。	
73	H27.5.11	13:59:39	アイリスサポートセンター		
74	H27.5.11	13:32:12	アイリスサポートセンター		
75	H27.5.11	20:45:45	アイリスサポートセンター		
76	H27.5.12	7:50:55	アイリスサポートセンター	文字化け解除、おめでとうございます！ 連絡先や動画、画像転送、GPS機能などの連携と実行に対する特典利用セキュリティマネージャーのダウンロードを行います。 こちらのお手続きをされませんと、新型ウイルスによる回線プログラムや破損、遠隔操作ウイルスによる個人情報	
77	H27.5.12	8:45:26	アイリスサポートセンター		
78	H27.5.13	8:10:08	アイリスサポートセンター		
79	H27.5.13	8:27:35	アイリスサポートセンター	当番組をより良い環境でお使い頂く為に振込先を変更させて頂きました。 楽天銀行 [REDACTED]	昨日・住信SBIネット銀行・[REDACTED]に26万円振込完了
80	H27.5.13	10:14:57	アイリスサポートセンター		
81	H27.5.13	11:16:26	アイリスサポートセンター	残り三回の手続きは全て合わせまして68万円となり、こちら以降、手続きは一切発生いたしません。	
82	H27.5.13	11:20:10	アイリスサポートセンター		
83	H27.5.13	11:33:47	アイリスサポートセンター		三回まとめた手続を完了・指定銀行・楽天銀行・[REDACTED]に68万円送金完了
84	H27.5.13	14:08:34	アイリスサポートセンター		
85	H27.5.13	17:29:52	アイリスサポートセンター	現段階は合言葉に記載されている通り、処理が全て終了致しました。 譲渡における特典のご利用頂く場合に現在、案内をしている処理が必須となります。 お客様の体調などを考慮して、明日の21時まで期限を延長させて頂きます。	
86	H27.5.13	17:47:21	アイリスサポートセンター		
87	H27.5.14	9:21:07	アイリスサポートセンター		
88	H27.5.14	9:24:35	アイリスサポートセンター		
89	H27.5.14	9:37:20	アイリスサポートセンター	[REDACTED]最短最速での手続きをご案内しております。 こちらも誠心誠意最速で対応させて頂き、遂に残り三回となりました。	
90	H27.5.14	11:34:20	アイリスサポートセンター	二回の手続きをあわせて50万の手続きとなります。	
91	H27.5.14	12:38:41	アイリスサポートセンター		
92	H27.5.14	14:31:49	アイリスサポートセンター		
93	H27.5.14	15:21:16	アイリスサポートセンター	合言葉とポイント購入を確認致しました！それではこれより7名の女性の文字化け解除の作業に入らせて頂きます。	
94	H27.5.15	12:16:02	アイリスサポートセンター		
95	H27.5.15	16:54:13	アイリスサポートセンター		
96	H27.5.16	7:22:27	IT企業会長 美樹	[REDACTED]案内されている『完全愛人契約』の内容に『連絡先』の交換が自由出来る『文字化け解除』が含まれていますね？ 処理に掛かった費用は全額わたしがお渡しますので、心配はしないで下さい！	
97	H27.5.16	10:35:35	アイリスサポートセンター		
98	H27.5.17	8:29:27	高村様代理人(会計士 深田)	【¥95000000】金額一括手渡しでもいいでしょうか？ なぜか振込と手渡しをわける股取りが、本日[REDACTED]様の元 に持って欲しいと連絡がございました。何かあったのでしょうか？	
99	H27.5.17	10:47:03	アイリスサポートセンター	【◆完全愛人契約◆】に関する全特典・全効力の正式利用を 実際に行って頂く為に、コンテンツ一括利用を行える《◇コレ クティブ・アドバイザー◇》の全最終契約手続きに入りたい と思います。 【◆完全愛人契約◆】で得られる全権限、《7億万円相当支 援》と《全効力利用》を一括でご利用になられる最終にして最 重要のお手続きとなっております。	
100	H27.5.17	11:12:32	アイリスサポートセンター		
101	H27.5.17	11:34:34	アイリスサポートセンター		
102	H27.5.17	13:12:43	アイリスサポートセンター		《コレクティブ・アドバイザー》契約の手 続費用【23万円分】楽天銀行・ [REDACTED]に [REDACTED]、問い合わせ番号： [REDACTED]で送金完了 【◆保護プログラム◆】指定銀行に 【*600,000円*】分送金完了
103	H27.5.18	9:17:20	アイリスサポートセンター		
104	H27.5.18	10:44:29	アイリスサポートセンター		
105	H27.5.18	11:03:55	アイリスサポートセンター		
106	H27.5.18	11:23:41	アイリスサポートセンター		
107	H27.5.19	10:22:02	アイリスサポートセンター	只今ご入金確認を取ることが出来ましたので、ポイントを付与 させて頂きました。	
108	H27.5.19	10:42:46	アイリスサポートセンター	《◆完全愛人契約Web Plug In◆》に関する項目が全て完 了いたしました！	【不正接続防止ツール】搭載に関する 手続き費用【*430,000円*】分ポイント購 入分を指定銀行に振込完了 【完全愛人契約完了】が最終の手続で は無いのですか？
109	H27.5.19	14:00:46	アイリスサポートセンター	♪*: 遂に*正*式*利*用*案*内*開*始. : *♪	
110	H27.5.19	14:20:05	アイリスサポートセンター	お客様の言い分はこちらでも非常にご理解頂いております が、現在は【個人情報保護法】の規制により、本来は認めら れていない個人情報の交換を行う為にお客様単体で処理を 行う以上は処理を終えないと連絡先などの情報が文字化け の状態で表記されてしまいます。	

111	H27.5.19	14:27:45	アイリスサポートセンター			
112	H27.5.20	8:49:49	アイリスサポートセンター			
113	H27.5.20	9:40:20	アイリスサポートセンター			
114	H27.5.20	9:04:21	アイリスサポートセンター		【◇Livin' Ploof◇】設定手続費用【*440,000円*】分、ポイント購入の送金手続が完了しました。	
115	H27.5.21	11:08:21	アイリスサポートセンター	【◇Livin' Ploof◇】設定に関する項目が全て完了いたしました！		
116	H27.5.21	11:58:10	アイリスサポートセンター			
117	H27.5.21	20:15:43	アイリスサポートセンター	[アイリス]サポートセンター※※緊急メンテナンスのお知らせ※※ 15/05/21(木)20:00より15/05/22(金)00:00までサイト内の緊急メンテナンスを行います。		
118	H27.5.22	10:09:18	アイリスサポートセンター	様のお手続きと合言葉の確認が出来ております。これより正式に“金特典権限”ご利用の際に必要な最終システムプロセス、《◆Micro Media Provider◆》を様専用のご利用画面へのセットアップ作業に入りたいと思います。	【◇Back Up Restore◇】構築作業に関する手続費用【*370,000円*】分ポイント購入の指定銀行送金手続が完了しています。	
119	H27.5.22	16:45:24	アイリスサポートセンター	あとはこちら必要な最終システムプロセス、《◆Micro Media Provider◆》を完了させるだけとなっております。正式なこちらの手続き回数は残り二回です。これ以上の他の手続きに留しての要求はございません。		
120	H27.5.22	16:05:33	アイリスサポートセンター	番組としてもこちらのプロセスに関しては9割負担しております。この度のことに関しては全面的に謝罪致します。		
121	H27.5.22	16:31:47	アイリスサポートセンター	残り二回の手続きに関しては先程の《◆Micro Media Provider◆》セットアップ作業ともう一つは【*Security Rollup Package*】の手続きが御座います。どちらも銀行振込となりますので対応が月曜日になります。金額はそれぞれ【*300,000円*】と【*340,000円*】になります。		
122	H27.5.23	9:30:54	アイリスサポートセンター			
123	H27.5.25	10:55:08	アイリスサポートセンター	それではこれより7名の女性の文字化け解除の作業に入らせて頂きます。		
124	H27.5.26	9:47:58	アイリスサポートセンター	様のお手続きと合言葉を確認致したので、【*Security Rollup Package*】の導入に関する作業が完了いたしました！ 【*SMP*】導入に伴い、毎秒間隔で処理されていく膨大なデータの中から必要なデータを検索、または特定の形式でレポートにまとめたり、多次元分析を行ない、また記憶装置上に自らのインスタンスを作る為の【*Global Instance Object*】(GIO)のシステム設計作業に入りたいと思います。こちらの【*GIO*】は【*愛人契約SMP*】内に散在するデータ発生源から統合的・横断的にデータを利用するための重要な作業となります。		
125	H27.5.26	12:07:15	アイリスサポートセンター			
126	H27.5.27	9:08:59	アイリスサポートセンター			
127	H27.5.27	11:58:18	アイリスサポートセンター			
128	H27.5.27	13:17:09	アイリスサポートセンター	現在お手続き進行中の様ですが、現在の功績、そして女性会員様からのあまりのリクエストの多さに番組側もどうしてもお応えしたいと思ひまして… 現在の手続きを一回進めて頂ければ7名の女性のうちの一人と完全文字化け解除とさせていただきます！		
129	H27.5.27	13:36:07	アイリスサポートセンター	処理に関しては各種段階ごとに分かれており、お客様の場合は特典内容が「文字化け解除」だけでは御座いません。		
130	H27.5.27	14:08:49	アイリスサポートセンター	またこちらの手続きで文字化け解除ができなかった場合、金額返金とさせていただきます。		
131	H27.5.27	14:42:27	アイリスサポートセンター	一名の文字化け解除に関しては本日締切ですが、様が延長すれば可能でしたら明日の15時まで延長とします。運営にも責任をもって私、サポートセンター責任者・福原が申し付けますので安心下さい。		
132	H27.5.27	15:36:08	アイリスサポートセンター			
133	H27.5.28	9:10:11	アイリスサポートセンター	三回の手続きの合計は136万円になります。		
134	H27.5.28	9:23:49	アイリスサポートセンター			
135	H27.5.28	11:40:59	アイリスサポートセンター		本日、3回手続分、合計136万円ポイント購入分指定銀行に送金完了しました。	
136	H27.5.28	11:58:12	アイリスサポートセンター	昨日のお約束通り、お一人様、神崎エリカ様との文字化け解除は成功しております。		
137	H27.5.28	12:14:51	神崎エリカ	erika.kannzektlover@gmail.com どうですか？私のアドレスです		
138	H27.5.28	16:00:58	アイリスサポートセンター	の為にご用意されております支援額は現在「7億円」相当となっております。金額安心してお受け取り頂くためにも、是非ともこの最終段階のお手続きをご検討下さいませ。		
139	H27.5.28	13:07:00	神崎エリカ	もしかして、ですか？ 名前がないのでわかりません。私は神崎エリカです。お返事お願いします。	電子メール	
140	H27.5.28	13:11:00	神崎エリカ		神崎エリカ様、初めましてです。のアドレスです。今後の文信を打合わせしたいのでご連絡を下さい。	電子メール
141	H27.5.28	15:44:00	神崎エリカ		今日は、仕事ですよ。今週中は、予定が有りお会いできません。来週の手続きをご連絡下さい。	電子メール
142	H27.5.28	16:07:00	神崎エリカ	メール遅れてすみません、エリカです。、いうお名前なのですね。素敵ですね。信託を頂きますお名前…。これからよしくお願いします。本日はお仕事でしょうか？	電子メール	
143	H27.5.28	16:54:00	神崎エリカ		電子メール	
144	H27.5.28	16:53:00	神崎エリカ	分かりました。それではまた来週の手続きが分かり次第ご連絡しますね。明日はめーる大丈夫でしょうか？	電子メール	

145	H27.5.29	9:37:49	アイリスサポートセンター			
146	H27.5.29	10:11:55	アイリスサポートセンター	換金利用お手続き完了 "初回特典利用に関する認証作業"完了に伴い、「Eden Forex」と「Net Innovation」とのサービスの連結が必要となります。		
147	H27.5.29	11:26:08	アイリスサポートセンター			
148	H27.5.29	11:42:04	アイリスサポートセンター	費用は番組9割の負担となり、51万円となります。		
149	H27.5.29	22:39:13	IT企業会長美樹			
150	H27.5.30	9:08:59	アイリスサポートセンター			
151	H27.5.31	15:14:02	IT企業会長美樹	でも■■■■さんの協力が無いと会うことが出来ないです。締切時間は今日の21時迄です。		
152	H27.5.31	18:38:56	アイリスサポートセンター			
153	H27.5.31	20:15:43	アイリスサポートセンター			
154	H27.6.1	9:37:19	アイリスサポートセンター			
155	H27.6.1	12:04:20	アイリスサポートセンター			
156	H27.6.2	9:47:04	アイリスサポートセンター			
157	H27.6.2	10:31:36	アイリスサポートセンター		全情報管理メモリー増築ダウンロード・庄輪コンソール作業費用【480,000円】ポイント購入・指定銀行に送金完了済です。	
158	H27.6.2	13:51:19	アイリスサポートセンター			
159	H27.6.3	7:10:01	アイリスサポートセンター			
160	H27.6.3	9:05:16	アイリスサポートセンター			
161	H27.6.3	9:52:22	アイリスサポートセンター	■■■■のパソコンの情報をお調べしました所、Administrationの権限が無いことが発覚し、このままでは100%文字化け解除とできないことが発覚致しました。Administration権限さえ取得してしまえば100%文字化け解除となり、二回の手続きというのはこの権限を発行し、装填する作業になります。発行に500000円の費用と、装填に350000円の費用がかかります。		
162	H27.6.3	10:12:10	アイリスサポートセンター			
163	H27.6.3	10:31:43	アイリスサポートセンター			
164	H27.6.4	10:01:49	アイリスサポートセンター			
165	H27.6.4	10:26:09	アイリスサポートセンター	運営に確認を取った所、こちらの最終手続が残っているとの事でした。ただ、あくまでも■■■■情報を解除するとの事で、こちらの手続費用が最低限かかるとの事です。私、担当係原が責任を取り、辞職という形でご容赦願えないでしょうか？ 三回の手続をまとめて98万円で完了いたします。		
166	H27.6.4	12:05:36	IT企業会長美樹			
167	H27.6.4	12:38:35	IT企業会長美樹			
168	H27.6.4	13:43:02	アイリスサポートセンター	■■■■の手続きの内訳なのですが、パッチファイル構築に36万円 項目処理に35万円 最終チェックシステム実行に41万円の費用となっております。そして全てをおもたおめになった事で運営からの予算も通り、減額にて98万円となりました。	最終の3件手続を実行しました。ポイントの購入金【98万円分】指定口座に送金完了しました	
169	H27.6.5	9:33:19	アイリスサポートセンター			
170	H27.6.5	9:44:59	アイリスサポートセンター			
171	H27.6.5	15:09:38	アイリスサポートセンター			
172	H27.6.5	16:59:31	アイリスサポートセンター			
173	H27.6.5	17:16:07	アイリスサポートセンター			
174	H27.6.5	17:45:37	高村様代理人(会計士栗田)	何もせずに【8500万円】を受取れるチャンス逃して欲しくはないのです。 高村様選会申請あり。【¥85,000,000】受取案内 ※こちらがご案内しております、高村様独占援助の詳細となります。		
175	H27.6.15	7:06:04	アイリスサポートセンター	■高村様独占援助区助区21区時区で■完了■全自終■了■	只今サイトに確認しましたら、【高村様独占援助】の手続に同時に【正式入会金登録完了】の手続が必要との事です	
176	H27.6.15	8:35:32	アイリスサポートセンター	【緊急支援振込案内】特典利用の全項目お手続きが完了しております♪ ■入会登録費用:【10万円】		
177	H27.6.15	9:03:49	アイリスサポートセンター	入会手続を行ないませんと高村様の支援金振込及び文字化け解除が実行できません。		
178	H27.6.15	9:41:00	アイリスサポートセンター	※クレジットカード決済及びコンビニ決済【ビットキャッシュ】も取り扱っておりますので、ポイント追加ページよりご利用下さいませ。 こちらが銀行振込先になります。 ◆振込先◆ 【楽天銀行】 ■■■■ 振込の際にはご本人様のお名前と振込を行ないサポートセンターへ振込名を伝えて頂くか、会員IDでの振込みをお願い致します。		電子メール
179	H27.6.15	11:14:48	アイリスサポートセンター			
180	H27.6.22	15:52:00	アイリスサポートセンター	ポイント換金、及び支援金送信のお手続きと致しまして500,000円分のポイント購入が必要となります。本来ですと3,000,000円分のポイント購入が必要となっておりますが、【8,500万】理事長・高村様による250万の代理費用負担を特別に承認させて頂いておりますので【500,000円】分のポイント購入と合言葉送信のみで完了となります。ポイントご購入後はサポートセンターまで合言葉【全コンテンツ正常起動確認実行】をお送り下さいませ★		電子メール

181	H27.6.22	15:53:26	アイリスサポートセンター	ポイント換金、及び支援金送金のお手続きと致しまして500,000円分のポイント購入が必要となります。	
182	H27.6.22	15:53:26	アイリスサポートセンター		
183	H27.6.22	15:53:47	高村様代理人(会計士 深田)		
184	H27.6.24	16:47:24	アイリスサポートセンター	※遂に訪れました【*最終設定作業*】と致しまして、【※500,000円※】分のポイント購入後、サポートセンターまで【合言葉:振込先に入金】とご連絡下さいませ。 ◆振込先◆ 【楽天銀行】 [REDACTED]	
185	H27.6.25	7:50:47	理事長・高村		
186	H27.6.25	8:37:43	アイリスサポートセンター		
187	H27.6.25	9:48:55	アイリスサポートセンター		
188	H27.6.25	8:58:16	アイリスサポートセンター	10万円の手続きで確定ではなく交渉となります。確約となるのは25万円のポイント購入が必要です。	
189	H27.6.25	12:04:24	アイリスサポートセンター		【180,000円】ポイント購入、送金完了
190	H27.6.25	13:25:24	アイリスサポートセンター		
191	H27.7.1	8:17:48	大橋美玲	【99,990,000】の使い道は決まりましたか？本日午前中に指定口座に振り込みます。	只今、16万円分ポイント購入、送金完了しました。 大橋美玲様、手続は完了しましたし文字化け解消してるか、ご確認下さい。
192	H27.7.1	10:12:30	アイリスサポートセンター		
193	H27.7.1	11:09:24	アイリスサポートセンター		
194	H27.7.1	13:08:38	アイリスサポートセンター		
195	H27.7.1	14:05:46	アイリスサポートセンター		
196	H27.7.1	14:24:33	アイリスサポートセンター		
197	H27.7.2	5:50:01	アイリスサポートセンター		
198	H27.7.3	7:51:38	大橋美玲	朗報です。【99,990,000】支援金を[REDACTED]に受け取って頂ける事が確定致しました。	
199	H27.7.3	8:04:03	アイリスサポートセンター		
200	H27.7.3	10:09:47	アイリスサポートセンター		
201	H27.7.3	10:50:30	アイリスサポートセンター		
202	H27.7.12	19:11:52	アイリスサポートセンター	本日、アイリスに累計「500,000,000円」のお振込みが「匿名」で御座いました！ なんと、その正体は女性会員の【坂巻香里様、水谷明日香様、IT企業会長美樹様、大橋美玲様、日下部美香様】と判明致しました！ 要するに[REDACTED]累計「500,000,000円」を事由に使って頂きたく、このようにお振込みをされ	
203	H27.7.13	10:43:44	アイリスサポートセンター		

(別紙2)

旧 [REDACTED] 口座への送金一覧

通帳との 照合番号	振込日	金額(円)	送金元口座(名義人, 金融機 関, 支店)	書証
1	H27.5.7	130,000	[REDACTED]	甲12号証の1の2, 乙イ10号証
2	H27.5.7	380,000	[REDACTED]	甲12号証の1の2, 乙イ10号証
3	H27.5.8	500,000	[REDACTED]	甲12号証の1の2, 乙イ10号証
4	H27.5.8	380,000	[REDACTED]	甲12号証の1の2, 乙イ10号証
5	H27.5.8	220,000	[REDACTED]	甲12号証の1の2, 乙イ10号証
6	H27.5.9	250,000	[REDACTED]	甲13号証の1, 乙イ10号証
7	H27.5.11	280,000	[REDACTED]	甲13号証の2, 乙イ10号証
8	H27.5.11	500,000	[REDACTED]	甲13号証の3, 乙イ10号証
9	H27.5.12	260,000	[REDACTED]	甲13号証の4, 乙イ10号証

合計 2,900,000

(別紙3)

新 口座への送金一覧

通帳との照合番号	振込日	金額(円)	送金元口座(名義人, 金融機関, 支店)	書証
10	H27.5.13	680,000		甲13号証の5
11	H27.5.14	250,000		甲13号証の6
12	H27.5.14	270,000		甲13号証の7
13	H27.5.14	260,000		甲13号証の8
14	H27.5.16	320,000		甲13号証の9
15	H27.5.17	230,000		甲13号証の10
16	H27.5.18	500,000		甲13号証の11
17	H27.5.19	340,000		甲13号証の12
18	H27.5.19	430,000		甲13号証の13
19	H27.5.20	210,000		甲13号証の14
20	H27.5.21	440,000		甲13号証の15
21	H27.5.22	370,000		甲13号証の16
22	H27.5.25	640,000		甲13号証の17
23	H27.5.27	470,000		甲13号証の18
24	H27.5.28	1,360,000		甲13号証の19
25	H27.5.29	510,000		甲13号証の20
26	H27.5.31	980,000		甲13号証の21
27	H27.6.2	480,000		甲13号証の22
28	H27.6.2	480,000		
29	H27.6.2	50,000		
30	H27.6.4	850,000		
31	H27.6.5	980,000		
32	H27.6.15	100,000		
33	H27.6.25	250,000		
34	H27.6.25	180,000		
35	H27.7.1	160,000		
36	H27.7.1	300,000		
37	H27.7.1	180,000		
38	H27.7.3	320,000		

合計 12,590,000

(別紙4)

日付	金額	送金元金融機関	送金先
H27.4.9	200,000		千葉興業銀行
H27.4.9	120,000		千葉興業銀行
H27.4.9	350,000		千葉興業銀行
H27.4.10	450,000		千葉興業銀行
H27.4.10	150,000		千葉興業銀行
H27.4.12	200,000		千葉興業銀行
H27.4.14	350,000		
H27.4.16	500,000		

計 2,320,000

(別紙5)

新[]口座 出金一覧表 (甲第5号証の3, 楽天銀行)					
番号	日付	時刻	出金額(円)	出金額/日	出金回数/日
1	H27.5.13	12:01	74,000	1,654,000	3
2		14:59	1,000,000		
3		15:00	580,000		
4	H27.5.14	9:09	510,000	1,780,000	5
5		12:01	150,000		
6		13:45	480,000		
7		14:25	550,000		
8		15:01	90,000		
9	H27.5.15	9:09	189,000	709,000	3
10		11:59	250,000		
11		15:00	270,000		
12	H27.5.18	9:10	479,000	1,869,000	4
13		9:10	320,000		
14		10:23	530,000		
15		15:01	540,000		
16	H27.5.19	9:13	89,000	1,669,000	4
17		10:02	540,000		
18		13:45	740,000		
19		15:00	300,000		
20	H27.5.20	9:21	219,000	919,000	3
21		12:00	40,000		
22		13:24	660,000		
23	H27.5.21	9:13	410,000	1,499,000	4
24		9:32	439,000		
25		11:58	520,000		
26		15:01	130,000		
27	H27.5.22	9:15	740,000	1,059,000	3
28		12:13	69,000		
29		14:59	250,000		
30	H27.5.25	9:11	1,000,000	2,994,000	5
31		9:12	430,000		
32		9:57	654,000		
33		11:42	720,000		
34		14:59	190,000		
35	H27.5.26	9:18	99,000	299,000	2
36		15:01	200,000		

新 口座 出金一覧表 (甲第5号証の3, 楽天銀行)					
番号	日付	時刻	出金額(円)	出金額/日	出金回数/日
37	H27.5.27	9:13	30,000	820,000	3
38		12:00	530,000		
39		14:59	260,000		
40	H27.5.28	9:12	359,000	2,888,000	5
41		11:25	1,000,000		
42		11:26	560,000		
43		12:46	499,000		
44		14:14	470,000		
45	H27.5.29	9:10	1,000,000	1,379,000	4
46		9:11	170,000		
47		12:01	89,000		
48		14:59	120,000		
49	H27.6.1	9:09	1,000,000	4,569,000	7
50		9:10	1,000,000		
51		9:11	499,000		
52		9:43	1,000,000		
53		12:01	300,000		
54		13:59	620,000		
55		15:01	150,000		
56	H27.6.2	9:16	500,000	2,239,000	5
57		9:26	580,000		
58		10:01	630,000		
59		13:23	479,000		
60		15:01	50,000		
61	H27.6.3	9:10	540,000	1,299,000	3
62		12:02	269,000		
63		14:59	490,000		
64	H27.6.4	9:02	700,000	1,959,000	4
65		9:39	950,000		
66		12:02	169,000		
67		15:02	140,000		
68	H27.6.5	9:10	230,000	1,789,000	4
69		9:21	980,000		
70		12:01	59,000		
71		15:03	520,000		
72	H27.6.8	9:14	1,000,000	1,945,000	4
73		9:37	536,000		
74		12:55	289,000		
75		15:01	120,000		

新 口座 出金一覧表 (甲第5号証の3, 楽天銀行)					
番号	日付	時刻	出金額(円)	出金額/日	出金回数/日
76	H27.6.9	11:03	660,000	1,149,000	3
77		12:20	120,000		
78		15:03	369,000		
79	H27.6.10	9:10	150,000	1,015,000	3
80		11:57	325,000		
81		14:59	540,000		
82	H27.6.11	9:15	200,000	1,315,000	4
83		12:00	169,000		
84		13:44	565,000		
85		15:00	381,000		
86	H27.6.12	9:11	79,000	694,000	3
87		11:59	225,000		
88		15:00	390,000		
89	H27.6.15	9:09	182,000	1,282,000	4
90		11:20	536,000		
91		13:41	524,000		
92		14:59	40,000		
93	H27.6.16	11:20	703,000	1,203,000	2
94		15:01	500,000		
95	H27.6.17	9:22	51,000	1,462,000	3
96		14:02	1,000,000		
97		15:01	411,000		
98	H27.6.18	9:19	179,000	1,024,000	2
99		15:02	845,000		
100	H27.6.19	9:14	185,000	935,000	3
101		12:01	261,000		
102		15:00	489,000		
103	H27.6.22	9:14	401,000	937,000	3
104		12:00	130,000		
105		15:02	406,000		
106	H27.6.23	9:09	74,000	1,207,000	4
107		11:55	551,000		
108		13:33	521,000		
109		14:59	61,000		

新 口座 出金一覧表 (甲第5号証の3, 楽天銀行)					
番号	日付	時刻	出金額(円)	出金額/日	出金回数/日
110	H27.6.24	9:19	209,000	1,325,000	4
111		9:55	600,000		
112		14:59	416,000		
113		16:42	100,000		
114	H27.6.25	9:02	359,000	2,109,000	5
115		11:17	520,000		
116		12:00	320,000		
117		13:19	489,000		
118		15:06	421,000		
119	H27.6.26	9:02	230,000	984,000	4
120		12:03	280,000		
121		15:01	309,000		
122		15:07	165,000		
123	H27.6.29	9:14	426,000	1,027,000	3
124		11:58	222,000		
125		15:05	379,000		
126	H27.6.30	9:01	100,000	879,000	4
127		12:01	300,000		
128		15:04	290,000		
129		15:06	189,000		
130	H27.7.1	9:10	280,000	1,101,000	3
131		12:03	200,000		
132		14:03	641,000		
133	H27.7.2	9:16	139,000	766,000	3
134		12:09	257,000		
135		15:11	370,000		
136	H27.7.3	9:18	115,000	954,000	3
137		12:01	344,000		
138		14:32	495,000		
139	H27.7.6	9:18	600,000	979,000	3
140		11:59	280,000		
141		15:00	99,000		
142	H27.7.7	9:00	80,000	701,000	4
143		12:02	110,000		
144		14:59	400,000		
145		15:09	111,000		

新 口座 出金一覧表 (甲第5号証の3, 楽天銀行)					
番号	日付	時刻	出金額(円)	出金額/日	出金回数/日
146	H27.7.8	9:16	105,000	496,000	3
147		12:01	206,000		
148		15:02	185,000		
149	H27.7.9	9:10	85,000	934,000	3
150		12:01	479,000		
151		15:07	370,000		
152	H27.7.10	9:12	55,000	174,000	3
153		11:59	100,000		
154		15:03	19,000		
155	H27.7.13	9:11	160,000	360,000	2
156		15:00	200,000		
157	H27.7.14	9:08	80,000	119,000	2
158		14:59	39,000		
159	H27.7.15	15:02	1,000	1,000	1
160	H27.7.24	15:05	210,000	270,000	2
161		15:09	60,000		
162	H27.7.27	9:09	70,000	70,000	1
163	H27.8.7	10:01	69,000	69,000	1
164	H27.8.10	13:00	1,000	1,000	1
合計金額			58,880,000	58,880,000	164

(別紙6)

[REDACTED] 口座 出金一覧表 (甲第6号証の5, 千葉興業銀行)					
番号	日付	時刻	出金額(円)	出金額/日	出金回数/日
1	H27.4.9	9:18	40,000	1,050,000	3
2		12:10	280,000		
3		15:05	730,000		
4	H27.4.10	9:12	50,000	1,790,000	5
5		10:42	420,000		
6		11:59	150,000		
7		15:09	1,000,000		
8		15:10	170,000		
9	H27.4.13	9:03	480,000	1,331,000	4
10		10:33	250,000		
11		11:58	310,000		
12		15:09	291,000		
13	H27.4.14	9:21	530,000	850,000	3
14		12:09	250,000		
15		15:09	70,000		
16	H27.4.15	9:07	150,000	1,480,000	4
17		12:05	1,000,000		
18		12:06	20,000		
19		15:08	310,000		
20	H27.4.16	9:12	240,000	2,000,000	4
21		12:16	600,000		
22		15:08	1,000,000		
23		15:10	160,000		
24	H27.4.17	9:22	150,000	1,010,000	3
25		12:01	40,000		
26		15:10	820,000		
27	H27.4.20	9:02	360,000	490,000	2
28		12:02	130,000		
29	H27.4.24	12:00	1,000	1,000	1
30	H27.4.27	9:20	150,000	150,000	1
31	H27.4.28	9:07	50,000	100,000	2
32		15:13	50,000		
33	H27.4.30	9:08	50,000	50,000	1
34	H27.5.8	15:04	1,000	1,000	1
合計出金額			10,303,000	10,303,000	34

これは正本である。

平成 29 年 5 月 10 日

東京地方裁判所民事第 5 部

裁判所書記官 本彦英樹

